

D. 突発的困窮時支援(多額補助)実施要項

- (1) 目的 学生が突発的事情により、勉学の継続が困難になりそうな場合、事由改善費用の一部に充当する一定額の貸付金を補助し、事態の改善を図る。
- (2) 対象学生 学部生及び院生（ただし、学生後援会及び同窓会会員）
- (3) 補助対象とする事由
 - ① 学生自身が勉学の継続が困難と考える事由
その事由については申請時事務局と協議する。
- (4) 補助方法と補助額
申請を受けた事務局は、原則基金管理委員会に諮り、支援について協議決定する。